

(二) 大学院の管理運営

(イ) 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

本大学院の教学上の管理運営組織としては、学則第 8 条および第 9 条に基づく研究科委員会がある。構成員は、教授のみとせず大学院担当の講師以上の専任教員とし、多様な意見を集約することができる開かれた委員会構成をとっている。本大学院は福岡工業大学大学院研究科委員会規程（以下「規程」という。）により運営されており、審議事項は、教育課程およびその履修、学位論文審査、学籍および修了認定ならびに学生の身上、担当教員の人事にかかる候補者選考、予算、諸規定、運営に関する重要事項である。8 月を除き毎月開催している。委員会の基に専攻主任会が置かれ、大学院専攻主任会内規（以下「内規」という。）により研究委員会の前に 8 月を除く毎月開催され、研究委員会附議事項について事前に審議検討している。設置目的は、内規第 1 条に「各専攻間の連絡調整を図り、教育・研究の実施を円滑にする」と規定されており、構成員は研究科長が議長となり、修士課程 7 専攻および博士後期課程 2 専攻の専攻主任となっている。教学上の管理運営組織として大学院担当教員の意志決定のために有効適切に機能しているところである。

(ロ) 大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

研究科委員会における審議決定事項については、1 年度に 2 回、研究科長が部科長会および教授会において詳細に報告している。また、大学院担当全教員を学部教員が兼ねているため研究科委員会における審議事項については、学部教員に周知されており学部教授会との間の相互関係の適切性は十分保たれている。

(ハ) 大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

また、大学院の審議機関である研究科委員会の長である研究科長の選任は、学校法人福岡工業大学職員任用規則（以下「規則」という。）にある役職者の任用手続第 5 条第 1 項第 5 号「研究科長、学部長、大学教務部長、大学学生部長、短大教務部長、短大学生部長、図書館長、情報処理センター長、エレクトロニクス研究所長、および情報科学研究所長は、学長が推薦し、理事長が決裁する。」により発令されている。学長のリーダーシップが発揮される任命制をとることによって、大学院のみならず全学の教育研究に関わる改革改善が推進される選任手続体制が保証されているところである。役職者の任期については、規則第 7 条第 1 項第 3 号に「2 年とし、再任を妨げない。」と規定しているが、学園の中長期計画の継続的な改革改善のため各部門長の任期は概ね 2 期 4 年となっている。選任手続は、適切であり、研究科長としての施策の一貫性、継続性の点からも選任は実効性のあるものとなっている。